真岡市公告第１２０号

真岡市デマンド交通（いちごタクシー）システム更改業務について、公募型プロポーザル方式により受注者の選定を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に準じて公告する。

令和８年１０月２０日

真岡市長　中　村　和　彦

１　業務概要

（１）業務名

真岡市デマンド交通（いちごタクシー）システム更改業務

（２）委託内容

真岡市デマンド交通（いちごタクシー）システム更改業務公募型プロポーザル実施要領及び仕様書のとおり

（３）履行期間

契約締結日から令和１４年８月３１日まで

（４）契約限度額

２０，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

２　参加者の資格要件

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。

（２）真岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でない者であること。

（３）真岡市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

（真岡市ホームページ：令和7・8年度入札参加資格審査申請（物品製造・購入・委託業務等）について｜https://www.city.moka.lg.jp/shigoto_sangyo/nyusatsu/10/21325.html）

（４）真岡市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）第2条第1号又は第6条の規定に該当する者でないこと。

（５）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていない者であること。

（６）過去5年以内（令和3年度から令和7年度）に、真岡市又は他の地方公共団体において、同様の業務実績があること。

なお、同様の業務実績には、実証実験や実証運行等の期間の限定された業務を含むものとし、デマンド交通システムの提供を伴わない支援業務等は含まないものとする。

3　手続き等

（1）担当部署及び問合せ先

〒321-4395　栃木県真岡市荒町5191番地

真岡市総合政策課交通政策係　担当：吉田

電話：0285-83-8469　　FAX：0285-83-5896

電子メール：sougouseisaku@city.moka.lg.jp

（2）スケジュール

本プロポーザルにおけるスケジュールは、次のとおりとする。なお、日程については変更になる場合がある。

項　目	年月日
実施要領等の公表	令和８年１０月２０日（火）
実施内容等に関する質問受付期限	令和８年１１月　６日（金）午後４時必着
質問に対する回答	令和８年１１月１６日（月）
参加表明書の提出期限	令和８年１１月３０日（月）午後４時必着
第一次審査結果通知日	令和８年１２月　８日（火）
企画提案書の提出期限	令和８年１２月１５日（火）午後４時必着
プレゼンテーション審査	令和９年　１月　４日（月）
第二次審査結果通知日	令和９年　１月下旬
契約締結	令和９年　２月上旬

4　その他

手続き等の詳細については、真岡市デマンド交通（いちごタクシー）システム更改業務公募型プロポーザル実施要領及び仕様書による。